

【新旧対照表】後志地域づくり連携会議及び道央地域づくり連携会議・合同会議設置規約 改正（案）

(新)	(旧)
後志地域づくり連携会議及び道央地域づくり連携会議・合同会議設置規約 (名称) 第1条 後志総合振興局所管区域に設置する会議の名称は、後志地域づくり連携会議（以下「連携会議」という。）とし、道央広域連携地域に設置する会議の名称は、道央地域づくり連携会議・合同会議（以下「合同会議」という。）とする。 (目的) 第2条 連携会議及び合同会議は、北海道総合開発計画及び北海道総合計画の見直しに伴い、地域の多様な主体と意見交換を行い、地域づくりの方向を検討、共有し、連携・協働の取組を推進することを目的とする。 (議題) 第3条 連携会議及び合同会議の議題は次のとおりとする。なお、合同会議においては、連携会議の検討を踏まえた広域的な観点からの検討や全体調整等を行う。 (1) 地域の直面する課題に関すること。 (2) 地域づくりの方向及び地域づくりの推進に関すること (3) 社会資本整備における重点化に関すること。 (4) その他、地域づくりのために必要な事項に関すること。 (構成員等) 第4条 連携会議の構成員は、別表1のとおりとし、必要に応じ有識者、地域経済界、民間事業者、協同組合、金融機関、NPO等、地域を支える多様な主体を参画させることができるものとする。 2 合同会議の構成員は、別表2のとおりとし、連携会議の他の構成員や有識者、民間団体の関係者等を参画させることができるものとする。 3 連携会議には、次に掲げるブロック会議を置く。 (1) 岩宇・南後志ブロック会議 (2) 北後志ブロック会議 (3) 羊蹄山麓ブロック会議	後志地域づくり連携会議及び道央地域づくり連携会議・合同会議設置規約 (名称) 第1条 後志総合振興局所管区域に設置する会議の名称は、後志地域づくり連携会議（以下「連携会議」という。）とし、道央広域連携地域に設置する会議の名称は、道央地域づくり連携会議・合同会議（以下「合同会議」という。）とする。 (目的) 第2条 連携会議及び合同会議は、北海道総合開発計画及び北海道総合計画の見直しに伴い、地域の多様な主体と意見交換を行い、地域づくりの方向を検討、共有し、連携・協働の取組を推進することを目的とする。 (議題) 第3条 連携会議及び合同会議の議題は次のとおりとする。なお、合同会議においては、連携会議の検討を踏まえた広域的な観点からの検討や全体調整等を行う。 (1) 地域の直面する課題に関すること。 (2) 地域づくりの方向及び地域づくりの推進に関すること (3) 社会資本整備における重点化に関すること。 (4) その他、地域づくりのために必要な事項に関すること。 (構成員等) 第4条 連携会議の構成員は、別表1のとおりとし、必要に応じ有識者、地域経済界、民間事業者、協同組合、金融機関、NPO等、地域を支える多様な主体を参画させることができるものとする 2 合同会議の構成員は、別表2のとおりとし、連携会議の他の構成員や有識者、民間団体の関係者等を参画させることができるものとする。 3 連携会議には、次に掲げるブロック会議を置く。 (1) 岩宇・南後志ブロック会議 (2) 北後志ブロック会議 (3) 羊蹄山麓ブロック会議

4 ブロック会議の構成員は、別表3のとおりとし、有識者、民間団体の関係者等を参画させることができるものとする。

5 連携会議には、テーマ別会議を置くことができる。会議の構成員及び運営に関する事項は、テーマに応じて定めるものとする。

(幹事会)

第5条 連携会議及びブロック会議に幹事会を置き、必要に応じて開催する。

2 幹事会は、連携会議及びブロック会議に関し、必要な検討を行い、連携会議及びブロック会議を補佐する。

3 幹事会の構成員は、別表4のとおりとする。

(事務局)

第6条 連携会議、合同会議及びブロック会議に事務局を置く。

2 連携会議及びブロック会議の事務局の庶務は、小樽開発建設部及び後志総合振興局が共同で処理する。

3 合同会議の事務局は、関係する開発建設部及び総合振興局・振興局の協議により、担当する開発建設部及び総合振興局・振興局を決定し、共同で庶務を処理する。

(会議の招集)

第7条 会議は、事務局が招集する。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、第2条の目的を達成するため必要な事項は、連携会議に諮り別に定める。
なお、複数総合振興局・振興局に跨る広域的な連携が必要な場合等は、関係する連携会議の合同会議に諮るものとする。

附 則 この規約は、平成14年1月25日から施行する。

附 則 この規約は、平成16年5月20日から施行する。

附 則 この規約は、平成20年7月18日から施行する。

附 則 この規約は、平成22年6月1日から施行する。

附 則 この規約は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 この規約は、平成28年6月6日から施行する。

附 則 この規約は、令和6年月日から施行する。

4 ブロック会議の構成員は、別表3のとおりとし、有識者、民間団体の関係者等を参画させることができるものとする。

5 連携会議には、テーマ別会議を置くことができる。会議の構成員及び運営に関する事項は、テーマに応じて定めるものとする。

(幹事会)

第5条 連携会議及びブロック会議に幹事会を置き、必要に応じて開催する。

2 幹事会は、連携会議及びブロック会議に関し、必要な検討を行い、連携会議及びブロック会議を補佐する。

3 幹事会の構成員は、別表4のとおりとする。

(事務局)

第6条 連携会議、合同会議及びブロック会議に事務局を置く。

2 連携会議及びブロック会議の事務局の庶務は、小樽開発建設部及び後志総合振興局が共同で処理する。

3 合同会議の事務局は、関係する開発建設部及び総合振興局・振興局の協議により、担当する開発建設部及び総合振興局・振興局を決定し、共同で庶務を処理する。

(会議の招集)

第7条 会議は、事務局が招集する。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、第2条の目的を達成するため必要な事項は、連携会議に諮り別に定める。
なお、複数総合振興局・振興局に跨る広域的な連携が必要な場合等は、関係する連携会議の合同会議に諮るものとする。

附 則 この規約は、平成14年1月25日から施行する。

附 則 この規約は、平成16年5月20日から施行する。

附 則 この規約は、平成20年7月18日から施行する。

附 則 この規約は、平成22年6月1日から施行する。

附 則 この規約は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 この規約は、平成28年6月6日から施行する。

別表 1（連携会議の構成員）	別表 2（合同会議の構成員）	別表 3（ブロック会議の構成員）	別表 1（連携会議の構成員）	別表 2（合同会議の構成員）	別表 3（ブロック会議の構成員）
小樽開発建設部長 後志総合振興局長 小樽市長 島牧村長 寿都町長 黒松内町長 蘭越町長 ニセコ町長 真狩村長 留寿都村長 喜茂別町長 京極町長 倶知安町長 共和町長 岩内町長 泊村長 神恵内村長 積丹町長 古平町長 仁木町長 余市町長 赤井川村長	札幌開発建設部長 小樽開発建設部長 室蘭開発建設部長 空知総合振興局長 石狩振興局長 後志総合振興局長 胆振総合振興局長 日高振興局長 札幌市長 空知地方総合開発期成会長 石狩地方開発促進期成会長 後志総合開発期成会長 室蘭地方総合開発期成会長 苫小牧地方総合開発期成会長 日高総合開発期成会長	【岩宇・南後志ブロック】 小樽開発建設部長 後志総合振興局長 島牧村長 寿都町長 黒松内町長 共和町長 岩内町長 泊村長 神恵内村長 【北後志ブロック】 小樽開発建設部長 後志総合振興局長 小樽市長 積丹町長 古平町長 仁木町長 余市町長 赤井川村長 【羊蹄山麓ブロック】 小樽開発建設部長 後志総合振興局長 蘭越町長 ニセコ町長 真狩村長 留寿都村長 喜茂別町長 京極町長 倶知安町長	小樽開発建設部長 後志総合振興局長 小樽市長 島牧村長 寿都町長 黒松内町長 蘭越町長 ニセコ町長 真狩村長 留寿都村長 喜茂別町長 京極町長 倶知安町長 共和町長 岩内町長 泊村長 神恵内村長 積丹町長 古平町長 仁木町長 余市町長 赤井川村長	札幌開発建設部長 小樽開発建設部長 室蘭開発建設部長 空知総合振興局長 石狩振興局長 後志総合振興局長 胆振総合振興局長 日高振興局長 札幌市長 室蘭市長 岩見沢市長 苫小牧市長 石狩市長 蘭越町長 新ひだか町長 ※市町村については、政令指定都市である札幌市長及び各開発期成会長	【岩宇・南後志ブロック】 小樽開発建設部長 後志総合振興局長 島牧村長 寿都町長 黒松内町長 共和町長 岩内町長 泊村長 神恵内村長 【北後志ブロック】 小樽開発建設部長 後志総合振興局長 小樽市長 積丹町長 古平町長 仁木町長 余市町長 赤井川村長 【羊蹄山麓ブロック】 小樽開発建設部長 後志総合振興局長 蘭越町長 ニセコ町長 真狩村長 留寿都村長 喜茂別町長 京極町長 倶知安町長

別表 4（幹事会の構成員）

小樽開発建設部	<u>地域連携課長</u>
後志総合振興局	地域創生部地域政策課長 小樽建設管理部事業室地域調整課長
市町村	企画担当課長等、後志町村会事務局長

別表 4（幹事会の構成員）

小樽開発建設部	<u>地域振興対策室長</u>
後志総合振興局	地域創生部地域政策課長 小樽建設管理部事業室地域調整課長
市町村	企画担当課長等、後志町村会事務局長